



# 鳥取県公報

平成 22 年 5 月 6 日 (木)  
第 8 1 9 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (283) (福祉保健課) . . . . . 2
	県営林産物の物品売払代金の収納の事務の委託 (284) (森林・林業総室) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (285) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	森林病虫害の駆除命令 (286) (中部総合事務所農林局) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (287) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) . . . 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第 283 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555	平成 22 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 284 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

株式会社倉吉木材市場

株式会社米子木材市場

石谷林業株式会社智頭支店

### 2 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

## 鳥取県告示第 285 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	ははき訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字上浅津 70-1	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成 22 年 5 月 1 日

**鳥取県告示第 286 号**

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

## (2) 期間

平成 22 年 5 月 31 日から同年 7 月 15 日まで

## 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、中部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 287 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市皆生新田二丁目 3-1	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成 22 年 5 月 1 日

**公 告**

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町 1936-1	米子市富益町字 新開九132-9 外 2 (1,977.49 平方メートル)	砂 (3,222.55立 方メートル)	平成22年4月22日 から平成23年4月 21日まで	平成22年4月22 日

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 5 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 税務事務総合電算処理システム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成 22 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町 50
- 5 契約金額 83,030,850 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする  
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。  
(政令第 10 条第 1 項第 2 号)
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部税務課  
鳥取市東町一丁目 220